

研究支援員制度の利用申請

募集期間：2020年1月14日（火）～2020年2月6日（木）（必着）

面接選考：2020年2月19日（水）午後（書類選考後に実施）

利用期間：2020年4月1日～2021年3月31日

※利用期間は1年ですが、研究支援員のうち、研究補助員の雇用期間は半年単位（更新可）となります。

申請要件：本学に雇用される教員・研究員（常勤・非常勤は問わない。）又は日本学術振興会の特別研究員（PD/RPD）であって、以下のいずれかの要件に該当するもの。

- （1） 出産を控え、母子手帳を取得していること。
- （2） 特別休暇（産前・産後）又は育児休業、介護休業を取得している、若しくは取得を予定していること。この場合、研究支援員の業務及び勤務の管理を行う教員（代理監督者）を置くこと及び、支援期間中の業務は、本制度を利用する研究者等（利用者）から研究支援員及び代理監督者に予め伝えることにより、研究支援員が利用者の直接指示がなくとも従事可能であることが確認できていること。
- （3） 小学校修了前の子を養育していること。
- （4） 要介護認定を受けている父母その他の親族を介護していること。
- （5） （1）から（4）までに定めるもののほか、研究支援員からの研究支援を受けることが必要と認められる特段の事情を有すること。

必要書類：

◎利用申請書（必須）

◎研究支援員制度の利用申請に係る評価項目調書（必須）

◎申請資格確認の必要書類（②は既に提出している場合は不要。③④は該当する場合に必須。）

①申請要件（1）及び（2）の出産・育児に該当する場合：出産（予定）日を確認できる書類

（母子健康手帳の写し等）

②申請要件（3）に該当する場合：子どもの居住地・年齢を証明できるもの（健康保険証、住民票の写し等）

③申請要件（2）及び（4）の介護に該当する場合：要介護又は要支援の認定を証明できるもの

（介護保険被保険者証の写し等）

④ その他、研究支援員制度による支援の必要性を説明できるもの

- ・ 外部資金について研究期間及び交付額が確認できるもの（申請書、研究計画調書、採択通知等）
- ・ 入院や疾病状況を証明又は説明できるもの（診療費の領収書の写し等）
- ・ 障害者手帳の写し 等

提出先：企画部男女協働推進課男女協働企画係

学内便若しくは郵送（親展）で送付又は直接御持参ください（平日9時～17時受付）。

※次頁も記載がありますので、ご確認をお願いいたします。

その後の手続：

- ◎ 男女協働推進センターにて書類選考及び面接を実施。(面接実施日時：2月19日(水)午後)
- ◎ 男女協働推進センター長より、申請者宛に採択通知又は不採択通知を発出。
- ◎ 新規利用者に対するガイダンスを 2月27日(木)午後(吹田キャンパス内)で実施(出席必須)。
- ◎ 採択された申請者における研究支援員制度の雇用条件に沿った研究支援員の候補者の選考・面接を経て、企画部男女協働推進課男女協働企画係における研究支援員の雇用手続を実施。
- ◎ 研究支援員による支援の開始(4月1日より)

※3月6日(金)迄に研究支援員の候補者が見つからない場合は、支援開始時期が遅れます。